商工建設常任委員会会議録

平成18年7月25日

場 所 第5委員会室

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- ○土木行政の推進に関する調査
- ○その他報告事項
- ・平成18年7月19日~23日に係る梅雨前線豪雨に 伴う被災状況について
- ・県内高速道路の整備状況等について

出席委員(9人)

委 長 黒 木 覚 員 市 野 副 委員 長 中 廣 明 委 員 植 野 守 委 員 坂 博 美 委 員 夫 徳 重 忠 委 員 濵 砂 守 委 員 横田照 夫 委 員 長 友 安 弘 権藤梅 委 員 義

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土 木 部

土 木 部 長 藤本 坦 土木部次長 久 保 哲 博 (総括 土木部次長 柴 出 博 明 (道路•河川•港湾担当) 土木部次長 野 強 河 (都市計画・建築担当) 高速道対策局長 野 宏 部参事兼管理課長 厚 後藤 用地対策課長 小 野 健

技術検査課長 男 郷田五 道路建設課長 荒川 孝 成 道路保全課長 黒 木 勝 男 河 川 課 長 児 玉 宏 紀 ダム対策監 田省 策 新 砂 防 課 長 児 幸 玉 湾 港 課 長 野 大 河 樹 空 港 ・ ポート 脇 政 利 立 セールス対策監 都市計画課長 藤 村 直 樹 公園下水道課長 富 髙 康 夫 建築住宅課長 江 川 雅 俊 営 繕 課 長 藤山 登 施設保全対策監 藤原憲 高速道対策局次長 宏 舟 田

事務局職員出席者

 政策調査課主幹
 田中浩輔

 議事課主任主事
 今村左千夫

○黒木委員長 ただいまから、商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてでありますが、本 日は、高速道路の整備状況について執行部の説 明・質疑、あすの高速自動車国道建設促進宮崎 県期成同盟会総会における委員長報告について 協議を予定しております。どうぞよろしくお願 いいたします。日程案につきましては、お手元 に配付のとおりでありますが、御異議ございま せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。 午前10時2分休憩 午前10時3分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

高速道路の整備状況等について説明をお願いいたします。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終わった後にお願いをいたします。まず、土木部長。

○藤本土木部長 説明に先立ちまして、この7月19日から23日にかけまして、集中豪雨によりまして、えびの市など県南西部におきまして大きな水害等が発生いたしております。浸水などの被害に遭われました皆様には改めてお見舞いを申し上げたいと存じます。土木部といたしましては、道路や河川などの被害状況を早急に調査しますとともに、被災箇所の復旧、再度災害の防止に向けまして全力で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今回の災害の状況につきましては、概略を後ほど河川課長に説明をさせたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、一言御礼を申し上げます。昨日でございますが、延岡市で開催されました東九州自動車道・九州横断自動車道延岡線建設促進総決起大会におきましては、県議会から坂元議長並びに黒木委員長初め、議員の皆様多数の御出席をいただきました。大変ありがとうございました。お礼を申し上げます。

県内の高速道路につきましては、東九州自動 車道の門川―西都間が26年度までに順次開通予 定というようなことが公表されるなど、着実に その整備が進んでいるところでございます。

一方、政府・与党におきましては、道路特定 財源の一般財源化につきましての議論がなされ ておりましたが、先日発表されました「骨太の 方針2006」の中ではその具体案は示されず、年末の来年度予算編成時期までに先送りをされたところでございます。このことは、さきの2月定例県議会におきます道路予算の確保と高速自動車国道等の整備促進に関する意見書の議決や、日本商工会議所会頭でもございます山口旭化成会長に御出席をいただきました道路特定財源の確保を目指したフォーラムの開催など、県議会や県民の皆様と一体となった高速道路の早期整備の必要性、道路特定財源の確保を強く訴えてきましたことの成果ではないかと考えているところでございます。

今後とも、この問題を初めといたしまして、 財政状況など依然として厳しい状況が続くとは 存じますが、土木部といたしまして、東九州自 動車道を初めとする高規格幹線道路網の早期整 備に向けまして、引き続き全力で取り組んでま いりますので、委員会を初め、県議会の皆様の より一層の御支援、御協力をお願いいたしたい と存じます。

それでは、豪雨の被災状況につきまして河川 課長に、それから、高速道路の整備状況につき まして高速道対策局長に説明させますので、よ ろしくお願いをいたします。

〇児玉河川課長 河川課でございます。

先週末の豪雨による被災状況につきまして御 報告いたします。

お手元に、梅雨前線豪雨に伴う被災状況についてという資料をお配りしております。ございますでしょうか。その資料に基づきまして御説明いたします。

まず、1の気象等の概況であります。九州北部付近に停滞しておりました梅雨前線に向かって南から温かく湿った空気が流れ込みましたため、19日から23日にかけて豪雨をもたらしたも

のであります。特に、県西部のえびのの気象観 測所では、19日の降り始めからの雨量が1,253ミ リに達するなど、県内各地で大雨となりまして、 直轄河川である川内川など12河川において警戒 水位を突破いたしました。

- (1) に県内の総雨量500ミリ以上の箇所を記載しております。
- (2) には、今回の大雨によりまして、水防 活動の目安となります警戒水位以上に達した河 川を記載しております。まず、危険水位であり ますが、これは洪水によりまして堤防の破堤等 の災害や浸水被害のおそれがある水位として設 定しているものでありまして、直轄管理河川で あります川内川の真幸橋、本庄川の嵐田観測所 の2地点で危険水位を越えております。次に、2 番目の特別警戒水位でありますが、これは市町 村長が避難勧告等を発令したり、住民が自主的 に避難する際の目安となる水位でありまして、 先ほどの2河川に加えまして、直轄管理河川で ある本庄川支川の深年川の太田原橋、県管理河 川の瓜田川の番所橋の観測地点、こういったと ころなどが特別警戒水位以上となっております。 また、警戒水位以上となった河川は、大淀川下 流など記載してある6河川となっております。

次に、大きな2番の被災状況についてであり ます。

昨日の午後3時現在のデータでございますが、 (1)の河川関係では、3河川で浸水被害が発生しております。まず、川内川水系では、えびの市の向江・水流地区で床上浸水が150戸、床下浸水が131戸となっておりまして、大きな浸水被害を受けております。大淀川水系では、宮崎市高岡町の瓜田川、都城市高崎町の木下川の2河川で合計8戸が床下浸水被害を受けております。 次に、(2)の道路関係でございますが、12路 線12カ所で全面通行どめとなっております。主な箇所としましては、国道では219号の西米良村板谷ほか1カ所で、また、県道では高鍋高岡線の国富町三名ほか9カ所におきまして全面通行どめとなっております。

最後に、砂防関係でありますが、小林市の岡 原地区などでがけ崩れが発生しております。

なお、現在、今回の大雨によります被害状況 を調査しているところでありますが、被災箇所 につきましては、早期復旧に向けて全力で取り 組んでまいりたいと考えておるところでござい ます。以上であります。

〇野口高速道対策局長 高速道対策局からは、 県内高速道路の整備状況について御説明いたします。

お手元の方に、「県内高速道路の整備状況等について」という資料を配付しておりますので、 そちらをごらんいただきたいと思います。

まず初めに、高速道路の現状、供用状況について御説明いたします。

県内高速道路の供用延長は132キロとなっております。お手元の資料では、宮崎県40%、その後に132キロと書いてございますのが供用延長でございます。内訳といたしましては、宮崎自動車道のえびのから宮崎間92キロ、東九州自動車道の西都から清武が27キロ、国道10号のバイパスとして整備されました自動車専用道路の延岡南道路が4キロ、延岡道路が8キロ、それと九州横断自動車道延岡線では国道218号のバイパスとして整備されました北方延岡道路のうち、去る2月18日に開通いたしました舞野―延岡間2キロ、合計で132キロが供用延長となるものです。県内高速道路の総計画延長は329キロでございまして、供用率は供用延長割る計画延長となりまして、132割る329ということで40%となります。

九州平均、全国平均が資料のその下に書いてございますけれども、ともに63%ということで、20%以上当県の整備状況が立ちおくれているという状況でございます。

次に、整備状況について御説明いたします。 初めに、整備状況の中で整備手法について御説明いたします。お手元に「東九州自動車道」 というパンフレットを配付させていただいております。これを1回開いていただきますと、宮崎県の東九州自動車道の地図が縦長に表示してある面が出てまいります。1回だけ開いてください。よろしいでしょうか。今開いていただいたところの一番右側の列、中段よりやや下のところに、早期完成のための3手法のベストミックスと書いて、緑色、青色、紫色で表示した部分がございますので、そこをごらんください。

県内の高速道路整備は次の3つの手法で行っ ております。1番目の方法が緑色で表示させて いただいております有料道路方式の整備手法で ございます。旧日本道路公団の分割民営化によ り発足いたしました西日本高速道路株式会社が 事業主体となる方式でございまして、借入金に より建設され、開通後の料金収入等で借入金を 返済するというものです。この手法による事業 中区間は、東九州自動車道の門川一西都間の59 キロとなっております。2番目の手法が青で表 示しております新直轄方式でございます。この 手法は、公団民営化に伴い、新会社が45年以内 に借入金を完済できるようにするため、平成15 年度に新たに国土交通省が事業主体となって、 国と地方の税負担により建設する方式が創設さ れたものでございます。この手法による事業中 区間は、東九州自動車道の大分県境から北川の17 キロメートル、清武―北郷―日南の28キロメー トル、合計で45キロメートルとなっております。

第3番目の手法が紫色で表示しております高速 自動車国道と並行する一般国道の自動車専用道 路でございます。これは国道のバイパスとして 先行的に高規格の自動車専用道路を整備する手 法でございます。新直轄方式と同様に、国土交 通省が事業主体となって国と地方の税負担によ り建設されております。この手法による事業中 区間は、延岡道路の北川から延岡の間12キロ、 北方延岡道路の蔵田から舞野の間11キロとなっ ております。

以上、3つの手法のベストミックスによりまして、事業者である国土交通省並びに西日本高速道路株式会社と協力して早期完成に向けて努力しておるところでございます。

次に、各路線、各区間の現状について簡単に 御説明いたします。

初めに、東九州自動車道でございます。開通 区間は、高速自動車国道として西都―清武間27 キロが既に開通しているところでございます。 あわせて、延岡南道路の延岡南―門川間が4キ ロ、延岡道路のうち延岡―延岡南間8キロが開 通しております。

事業中区間でございますけれども、まず初めに、有料道路方式により整備が進められている区間を御説明いたします。一番左側の地図あるいは真ん中の図で表示されておりますのが緑色の部分になっております。門川一西都間59キロがこれに該当いたします。この区間は、旧日本道路公団が建設していた区間であり、昨年10月の公団民営化後、半年間は西日本高速道路株式会社が暫定的に建設を継続していたものでございます。本年2月に国土開発幹線自動車道建設会議が開催され、国土交通大臣の指定により、県が希望しましたとおり、門川一西都間は西日本高速道路株式会社が本年度以降も継続して建

設することが決定いたしました。

東九州自動車道の他県の区間で若干変更がありましたので、御説明いたします。事業主体が決まっておりませんでした椎田一宇佐間が新たに西日本高速道路株式会社の事業区間に決定いたしました。また、今まで西日本高速道路株式会社が建設しておりました佐伯一蒲江間が新直轄方式による事業区間に変更となりました。

また、3月には独立行政法人日本高速道路保有債務返済機構と西日本高速道路株式会社との間の協定締結並びに国土交通大臣の事業許可があり、その中で完成予定年度が公表されております。

北から区間ごとにさらに状況を説明いたします。

門川一日向間については、現在用地買収が8割を超え、今年度は引き続き用地買収、そして工事を促進する予定になっております。完成予定年度は22年度となっております。

日向一都農間は、昨年度までに設計協議が完了し、今年度は用地測量を実施し、一部地域で用地買収に着手する予定でございます。完成予定年度は平成26年度でございます。

都農一高鍋一西都間は、用地買収が約97%に達しております。工事も各地で実施しております。特に高鍋一西都間ではほぼ全線で工事が発注済みとなっております。今年度は残る用地買収及び工事を促進してまいります。完成予定年度は、高鍋一西都間の方が先に開通いたしまして平成22年度、都農一高鍋間が平成24年度となっております。

次に、新直轄方式の区間でございます。地図では青色の点線で示しております。大分県境一 北川間17キロと清武―日南間28キロがこれに該 当いたします。 まず、北の大分県境―北川間でございます。 昨年7月に測量の着手式が開催されました。今 年度に入りまして6月に地元設計協議に入り、 これが終了しましたら、引き続き用地測量に入 ります。一部地域では今年度中に用地買収に着 手する予定となっております。

次に、南の方に移りまして清武―北郷間でございます。昨年度設計協議がこの区間では完了いたしまして、年度末に一部用地買収に着手するとともに、工事も1件発注されたところでございます。今年度は用地買収を本格化するとともに、現地での工事着手の予定となっております。

北郷一日南間につきましては、昨年11月に中心ぐい設置式が開催され、今年度は6月に地元設計協議に入り、引き続き用地測量、用地買収に入ってまいります。工事の着手も予定されているところでございます。

なお、新直轄方式についても有料道路方式と 同様に、用地買収の一部について国から県が委 託を受け、早期の整備に協力していきたいと思っ ております。

清武―日南間の用地買収が本格化するのに合わせ、本年4月でございますが、延岡市内にある東九州自動車道用地事務所の支所を宮崎市内に新たに開設したところでございます。

次に、紫色の点線の北川―延岡間については、 一般国道の自動車専用道路として国道10号延岡 道路の北川―延岡間が国土交通省の直轄事業と して事業中でございます。今年度は用地買収及 び工事の促進が予定されております。

なお、日南から鹿児島県境に向けましては、 現在まだ基本計画のままでございます。県とい たしましては、整備計画格上げに向け、関係機 関へ強力に要望しているところでございます。 次に、九州横断自動車道延岡線でございます。 もう一つ用意させていただいておりますパンフ レットを一回開いていただきますと、地図等の 資料が出てまいります。

県内区間につきましては全線基本計画区間で ございます。整備計画格上げに向け、関係機関 へ現在強力に要望しておるところでございます。 基本計画区間ではございますが、国土交通省の 直轄事業により、国道218号北方延岡道路が一般 国道の自動車専用道路として先行的に現在整備 をされているところでございます。

地図の方をごらんいただきたいと思います。 真ん中から少し上の中央部分に延岡付近の拡大 図がございます。そちらをごらんください。北 方延岡道路のうち、3工区の舞野―延岡間が本 年2月18日に開通いたしました。九州横断自動 車道延岡線で初めての開通であり、延岡道路の 開通とあわせて、昨年度は県北地域の高速時代 の幕開けとなったものでございます。2工区の 北方一舞野間、この区間につきましては、国土 交通省のちゃくちゃくプロジェクトによりまし て平成19年度の開通が公表されているところで ございます。これに向けて用地買収、工事が促 進されているところでございます。一番西側の 区間、1工区の蔵田―北方間でございます。こ の区間は本年2月に都市計画決定がなされ、本 年度は測量等の事業に着手の予定となっており ます。

もとのレジュメに戻っていただきたいと思い ます。3の今後の供用予定でございます。

先ほど説明しましたとおり、東九州自動車道の門川―西都間は、本年3月に完成予定年度が西日本高速道路株式会社より先ほど説明したとおり公表されているところでございます。県といたしましては、これらの完成予定が確実とな

るよう、また、さらに1年でも1日でも早く完 成できるよう、事業主体である西日本高速道路 株式会社に対して要望するとともに、事業進捗 のため、必要な支援協力を実施しているところ でございます。また、北方延岡道路については、 先ほども御説明いたしましたように、北方―舞 野間が平成19年度の開通ということで公表され ております。東九州自動車道の新直轄区間及び 一般国道の自動車専用道路として整備されてい る区間、例えば、大分県境から延岡間でござい ますとか清武―日南間については、事業に現在 着手したばかりであること、そして、建設財源 でございます道路特定財源が現在議論中になっ ているということでございまして、開通時期に ついては現段階ではまだ公表されていないとい う状況でございます。県としては、これらの区 間についても、門川一西都間が開通予定でござ います平成26年度を目標に完成するよう、国土 交通省に要望しているところでございます。

次に、整備の課題でございます。整備の課題 といたしましては、道路特定財源につきまして、 そして、補償金目的の植栽行為について説明さ せていただきたいと思います。

1点目の道路特定財源についてでございますけれども、今まで説明しましたとおり、県内では現在、合計で127キロの高速道路が整備中でございますが、内訳は、有料道路方式が59キロ、新直轄方式及び一般国道の自動車専用道路が68キロで、半分以上の事業中区間が国と地方の道路特定財源により建設される区間となっております。現在、国では道路特定財源の見直しについて議論されております。昨年12月、政府と与党が道路特定財源の見直しに関する基本方針をまとめ、道路特定財源の一般財源化を図ることを前提に、本年6月にまとめられる骨太方針の

歳出歳入一体改革の議論の中で具体案を得るとされておりました。道路特定財源が一般財源化された場合、道路整備費が安定的に確保できなくなり、現在事業中の高速道路の整備がおくれること、そして、基本計画区間の整備区間への早期格上げが難しくなることが懸念されます。このため、議会の皆様には、意見書の議決や大会の開催、提言活動を初め、道路特定財源の確保に向けて御協力をいただいているところで感謝申し上げます。また、県では、知事を先頭に、市町村や経済界、女性の皆様の協力を得て、まさに県民挙げて道路特定財源確保の必要性について訴えてきたところでございます。

宮崎県の主体となるあるいは関連する活動は 以下のとおりでございます。知事会関係では、 ことしの5月の23日、九州地方知事会から道路 整備に関する緊急アピールがなされました。東 九州自動車道など九州・沖縄で今後10年以内に 整備すべき道路の所要額が総額6兆円でござい まして、現在の予算規模の1.3倍が必要になると いうものでございまして、そのためには安定的 な財源確保が必要だという内容でございます。 また、5月の29日には、全国知事会から地方の 道路整備と道路特定財源に関する提言も出され ました。協議会関係では、6月に出される骨太 方針の議論に間に合うように、毎年夏に開催し ておりました東九州自動車道並びに九州横断自 動車道延岡線の建設促進地方大会を、それぞれ 4月から5月にかけて前倒しをして開催いたし ました。また、県内市町村では、5月19日に宮 崎県道路整備促進期成同盟会の臨時総会が開催 され、緊急提言を決議しました。また、5月16 日には延岡市で、宮崎・大分両県と両県の商工 会議所連合会の主催で、東九州自動車道建設促 進大会大分・宮崎連携フォーラムが開催されま した。この中で日本商工会議所会頭でございます山口旭化成会長を来賓に招き、開催したところでございますが、フォーラムの開催後でございますが、6月の2日には日本商工会議所から幹線道路網の早期整備に関する意見が出されまして、与党・政府要人に日本商工会議所から要望いただいたところです。

このように、県としては、骨太方針がまとめられる6月を目標に各種活動を実施してまいりました。全国的にもこのような声が非常に多く、7月7日に決定いたしました「骨太の方針2006」には、道路特定財源については、一般財源化を図ることを前提に早急に検討を進め、納税者の理解を得つつ、年内に具体案を取りまとめるとされたところであり、言いかえれば、新聞等では先送りというような表現が使われてございますけれども、これに向けまして、引き続き、年末を目標に道路特定財源確保に向けた活動を実施してまいりたいと思っております。

2番目の課題といたしまして、補償金目的の 植栽行為でございます。いわゆる過密植栽とか 密植と呼ばれているものでございます。

路線計画が公表された後、道路予定地内に通 常ではあり得ない相当数の樹木が植栽されてい る箇所が次々と確認されております。これらは 補償金を目的としたものでございまして、現在、 補償を行うことが適切でないと判断したもの は27件に及びます。県では、このような行為を しないよう、また、このような行為を許さない という県民意識を醸成するために、広報等によ り周知啓発を図るとともに、植栽の関係者につ きましては、自主的に撤去するように現在要請 をしているところでございます。

並行いたしまして、完成予定年度を確実なものとするため、県と西日本高速道路株式会社で

は、土地収用法に基づく手続に取り組んでおるところでございます。開通が最も早い高鍋一西都間を対象にいたしまして、去る1月に手続の第一歩となる事業認定の事前説明会を開催いたしました。現在、早期に事業認定の申請をするよう事業者でございます西日本高速道路株式会社に要望しているところでございます。また、他の区間につきましても、順次この土地収用法に基づく手続に入っていく予定としております。

以上、高速道路の現状及び課題について説明 いたしました。宮崎県の高速道路整備はいまだ 道半ばの状況であることを御理解いただけたか と思っております。県といたしましても、県民 の皆様の期待の大きい高速道路の早期完成に向 けまして努力してまいる所存でございますので、 委員の皆様方におかれましては、引き続き御指 導、御支援のほどよろしくお願いいたしたいと 思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

- **〇黒木委員長** 執行部の説明が終了しました。 報告事項について質疑はございませんか。
- ○長友委員 災害関係ですけれども、災害復旧 の手法といいますか、昨年の台風のときには激 甚災害等の認定を申請をしてそうなったわけで ありますけれども、どういう方法でやられてい くのか、定まっておればお話を伺いたいと思い ます。
- ○児玉河川課長 まず、公共土木施設が被災したものにつきましては、通常の災害復旧で対応いたしますが、そのほかに、今回えびの市内かなり浸水被害を受けておりますので、浸水対策としましては、本川は国が管理しておりますから、現在、国と県一緒に調査を進めております。国の方から聞いております話では、鹿児島県内がかなり大きな浸水被害受けておりますので、

下流側とあわせて、えびの市内につきましても 激特事業という、今、大淀川と五ケ瀬川でやっ ている手法がございますが、そういったもので やれないかということで、現地調査をしながら 検討するというふうに聞いております。県とし ましても、支川を管理しておりますので、一緒 にやれないかどうか、今から現地調査をしたい と考えております。以上でございます。

○長友委員 できれば激特事業に広く認定をしていただくように進めていただければありがたいと思います。

○権藤委員 今、高松橋付近、これは国の事業なんですが、掘削をしていて、水が出るたびに、毎日通るんですが、大丈夫なのかなと思っているところですが、川に面した石垣がずっとあって、それよりも1メーター近く深く掘っているんですが、あれは石垣は高いまままた芝を張って、例えば少年のサッカーとか何とかに使えるようにしてあると思うんですが、そういう終了後の姿等についてはわかりますか。

○児玉河川課長 申しわけございません、水際をどう最終的に処理するかというのは確認はしておりませんけれども、いわゆる高水敷と言いまして少年たちがグラウンドで使っていたところですね、あそこにつきましては掘り下げまして、そこに従来あったような植生を回復させてまたグラウンドとして利用するというふうに聞いております。その際に水際を一段高くするのか同じ高さに落とすのかについては確認しておりませんでしたので、また調べまして御報告したいと思います。

○権藤委員 それから、高速道路のことでお伺いしますが、事業認定を高鍋―西都間については1月からということなんですが、この間には過密植栽と言われるものが何カ所あるんでしょ

うかということと、それから、事業認定した後 に、撤去しなさいという間の最短日時というん でしょうか、手続等含めて御説明をいただきた い。

○野口高速道対策局長 まず初めに、収用の対象となる補償金目的の植栽行為の数でございますけれども、先ほど宮崎県内で27カ所と御説明いたしましたけれども、一番初めに手続を進めております高鍋―西都間では4件ございます。ほかの区間についてもお話しいたしますと、高鍋―西都間からいきましたので、南側からいきたいと思っておりますけれども、都農―高鍋間が10件、日向―都農間が11件、門川―日向間が1件でございます。また、別途、清武―北郷間にも1件ございまして、合計で27件になるということでございます。

次に、スケジュール的な話でございますけれ ども、現在、西日本高速道路株式会社の方から 国土交通省に対しまして……、まず初めに土地 収用法の流れを簡単に御説明させていただきた いと思っておりますけれども、土地収用法の流 れの中の一番初めになりますのは、事業認定と いう手続が必要になっております。これは事業 の適格性、必要性、あるいは計画の妥当性等を 判断するというものでございまして、その事業 認定を行うものは国土交通大臣というような形 になっておりまして、その申請の手続の今直前 になっておりまして、現在、西日本高速道路株 式会社が国土交通省の方と事前の協議の最終段 階に入っているということを聞いてございます。 その申請が行われまして、申請書の公告縦覧等 必要な措置が行われまして、申請後およそ通常 でございますと3カ月以内に事業認定の告示が なされるというような予定になっております。 事業認定の次のステップが、収用委員会の手続 がございます。これは西日本高速道路株式会社が起業者でございまして、ここから県の収用委員会の方に採決申請並びに明け渡し採決の申し立てが行われるという形になりますけれども、それまでの間、事業認定の告示が終わりまして収用委員会の手続に入りますまで、いろいろ必要な書類の作成をしなくてはいけませんけれども、これが通常6カ月程度かかるというような形になっております。その後、収用委員会の手続の方に入っていきまして、必要な審理等を行いまして採決が行われるというような予定になっております。

ちなみに、高鍋―西都間については、先ほど 完成予定年度が平成22年度というようなお話さ せていただきましたけれども、一応土地収用法 に基づく手続にかかる時間については見込んで 平成22年度ということで完成予定年度が公表し てあるというお話を西日本高速道路株式会社の 方から伺っております。以上でございます。

○権藤委員 よくわかりました。それで要望ですけど、以前にも本会議の質問等でも申し上げておりますが、こういう手続的なことでおくれるということは県民世論から許されんだろうということですので、直接的には西日本高速道路株式会社にあるにしても、一体となって遺漏のないようにお願いしたいなということを要望しておきます。

○中野副委員長 2つだけ要望をお願いします。 1つは、きのう私、災害場所を見に行ったんですよ。西都一綾線というやつかな、去年、災害で崩れて復旧工事ができ上がったばかりのところが、同じところがまた崩れたわけです。集落の人たちは手抜き工事じゃないかとか何とかいう話でしたけど、原形復旧という災害工事方法はわかりますけど、やっぱり原因をしっかり 突きとめてしないと、できたばかりのところ、 全く同じところですよ、八代の。ぜひ早急の対 策をお願いしたいと思います。

それから、高速道路、いろいろ計画が出てきていますけれども、期間的とかそういうやつは出てきているんですけど、いわゆる財源がどれぐらい要って、県の持ち出しがどれぐらい要るのかと、そういうのが全然まだわからない、聞いたことないんですよね。ぜひわかる範囲でいいですから、できたら、西都から北浦までのトータル工事高と財源内訳、県がどれぐらいと。それをお願いしたいと思います。以上です。

○黒木委員長 先ほど権藤委員の質問の中に、 どれぐらい過密植栽の分が時間的にかかるのか と。今、半年ぐらいと。その後、相手側が裁判 に持ち込んだ場合、そうなるともうちょっと長 くなる可能性も考えられるわけですね。そこ辺 はどうなんでしょうかね。

○野口高速道対策局長 ちょっと先ほどの説明 で舌足らずのところございましたけれども、まず初めに、事業認定の手続で3カ月かかりまして、その後、書類の準備で6カ月かかり、その後に収用委員会の方に申請がされまして、収用委員会で必要な処理が行われると。それにはまだかなりの時間がかかってくるというようなことでございます。今、裁判のお話、委員長の方からございましたけれども、そういう懸念もされるわけでございまして、私どもの方でも法的な、憲法とか民法の理論まで含めましているところで、その辺しっかり対応できるような体制をつくっていきたいと思っております。

○横田委員 河川の中に結構ヨシがいっぱい生 えていて、ヨシを刈っていただきたいという要望とかをしたときに、河川浄化とか考えたとき にあった方がいいんだというような説明を受けたことがあるんですけど、災害を考えたときに、やっぱり水の流れを阻害する大きな要因になっていると思うんですね。減災とかを考えたときにヨシとかをどうするかという考え方がその後どうなったかということを、考え方をお聞かせいただきたいんですけど。

〇児玉河川課長 よくそういう要望があるんで すが、河川内にかなり植物が繁茂しますと、そ れが流水を阻害するという部分、確かにあると 思いますけれども、洪水のときはそれはなぎ倒 されて流れるというのがありますので、むしろ ヨシ等が生えていることによりまして、それが 原因で土砂が堆積しやすくなるという部分はあ るかと思いますから、ある程度土砂が堆積しま すと、そのことによって流水を阻害しますので、 そういった場合には、土砂の掘削に合わせてヨ シ等も当然切り払うということになるかと思い ますが、ただ単にヨシだけが繁茂しているだけ であれば、若干は影響あると思いますけど、大 きな影響にはならないと思っていますので、洪 水の流れに対してはですね。その場合には浄化 といいますか、これはどちらかというと、土の 中の栄養分を吸収することによる富栄養化を防 ぐとかいったような浄化の効果はあると思いま すので、それとか、動植物のすみかになるとい う部分もあるかと思っていますから、ただヨシ が生えているだけの場合には河川管理者として は切ることはしないと。ただし、それが原因で かなり土砂が堆積するようになれば、あわせて 掘削もやるということで今のところは考えてお ります。以上でございます。

〇黒木委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 そのほかなければ、以上をもっ

て土木部を終了いたします。執行部の皆さん、 大変御苦労さまでございました。

暫時休憩をいたします。

午前10時40分休憩

午前10時44分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

あす午後から開催されます高速自動車国道建 設促進宮崎県期成同盟会総会における委員長報 告についてであります。

6月の委員会で申し上げましたが、本期成同 盟会は当委員会が主体となって活動しておりま して、活動報告を商工建設常任委員長が行うこ とになっております。お手元にあすの総会資料 と委員長報告案を配付しておりますが、委員長 報告は総会資料3ページから10ページの平成17 年度事業報告をまとめたものであります。あす の期成同盟会総会における委員長報告について、 このとおり行うことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇黒木委員長 それでは、そのようにさせてい ただきます。

次に、県外調査についてであります。現在、 調査先との日程調整を行っておりますので、予 定が確定次第、日程表をお送りしたいと思いま す。なお、日程は、当初の予定どおり、8月の28 日(月)から31日(木)で実施したいと考えて おりますので、御参加をいただきますようよろ しくお願いいたします。

暫時休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時48分再開

〇黒木委員長 それでは、委員会を再開いたし

ます。

そのほか、何かございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 なければ、以上で本日の委員会 を終了いたします。

午前10時49分閉会